

深谷市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

平成30年 3 月20日 要綱第1号

改正

令和元年11月 6 日 市長決裁

令和 2 年11月 5 日 決裁

令和 8 年 2 月16日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

2 この要綱において「登録駆除業者」とは、スズメバチの巣を駆除するため、登録駆除業者名簿に登録されたものをいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) スズメバチが営巣している市内の土地及び家屋等を所有若しくは管理する者。

(2) 登録駆除業者に委託することにより、スズメバチの営巣の駆除を行っていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円を限度として、スズメバチの巣の駆除に要した費用（駆除を行うために建築物等の一部を破壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用を除く。）の2分

の1に相当する額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、深谷市スズメバチ駆除費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） スズメバチの巣の駆除に要した費用についての領収証の写し
- （2） 現場の全景の写真
- （3） 駆除前のスズメバチの巣の写真
- （4） 駆除後のスズメバチの巣の写真及びスズメバチの巣があった場所の写真（前号に掲げる写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限る。）
- （5） スズメバチの巣の位置図
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、前項第1号に規定する領収証の発行の日から起算して30日を経過する日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、深谷市スズメバチ駆除費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請を行った者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、スズメバチの巢の駆除に要する費用の補助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月6日市長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月5日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月16日決裁)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の深谷市スズメバチ駆除費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

スズメバチ駆除費補助金交付申請書兼請求書

深谷市長 宛

申請者		申請日	年	月	日
住 所					
氏 名		電話番号			

次のとおりスズメバチ駆除費補助金を受けたいので、裏面の事項（①～⑦）に誓約・同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

巣の駆除に要した経費									円	
巣を駆除した場所	深谷市									
巣を駆除した日	年								月	日
補助金振込先 金融機関名	銀行・金庫 農協・信組		支店名						支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)								
口座名義（カナ）										
市税確認の同意の有無 (滞納確認調査)	同意します								・	同意しません

添付書類（下記(1)～(3)は裏面に貼付けてください。）

- (1) スズメバチの巣の駆除に要した費用についての領収書の写し（領収書の発行の日から起算して30日以内のもの）
- (2) 現場の全景の写真及び駆除前のスズメバチの巣の写真
- (3) 駆除後のスズメバチの巣の写真及びスズメバチの巣があった場所の写真

位置図

市使用欄

受付	入力	交付決定額

誓約・同意事項

- ① 市内においてスズメバチが営巣している土地及び家屋等を所有若しくは管理していること。
- ②登録駆除業者に委託することにより、スズメバチの営巣の駆除を行っていること。
- ③この申請書は、深谷市において交付決定をした後は、スズメバチ駆除費補助金の請求書として取り扱います。
- ④スズメバチ駆除費補助金の交付要件の該当性を審査するため、深谷市が必要な税の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ⑤深谷市スズメバチ駆除費補助金交付要綱及びこの申請書に記載された内容に基づき、決定された額の交付を受けることに同意します。
- ⑥深谷市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、深谷市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、深谷市は当該申請が取下げられたものとみなします。
- ⑦補助金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、補助金を返還します。

添付書類貼付け欄

- ・ スズメバチの巣駆除に伴う領収書の写し
- ・ 現場の全景の写真及び駆除前のスズメバチの巣が確認できる写真
- ・ 駆除後のスズメバチの巣の写真及びスズメバチの巣があった場所の写真

第2号様式（第6条関係）

深谷市スズメバチ駆除費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長



年 月 日付けで申請のあった深谷市スズメバチ駆除費補助金の
交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 不交付
(理由)